

## 札幌市健康づくり推進協議会及び 札幌圏域地域・職域連携推進連絡会 札幌部会について

### 1 概要

#### (1) 札幌市健康づくり推進協議会の設置について

「札幌市健康づくり推進協議会規則」(別紙2)第1条に、札幌市附属機関設置条例第7条の規定に基づき、札幌市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとしてされています。

また、札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会については、第5条に、条例第6条第1項の規定により、協議会に札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会(以下「札幌部会」という。)を置くこととされています。

札幌部会は、地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有、保健事項の協働実施及び健康づくりに関する社会資源の相互活用を行い、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備し、生活習慣病予防対策を推進することを目的としています。

以上により、健康さっぽろ21の推進には、協議会及び札幌部会との連携が重要であることから同時開催としております。

#### (2) 札幌市健康づくり推進協議会委員の任期について

「札幌市附属機関設置条例」第5条第1項の規定により2年と定めています。委員の皆様におかれましては、先日、送付しました委嘱状のとおり、今任期は令和3年7月1日から令和5年6月30日までとなっておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、併せて、委員の皆様の名簿(別紙1)を同封いたしましたので、御確認をお願いします。